

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

「傷病手当金及び同附加金請求書」の様式変更等について (通知)

このことについて、下記のとおり変更しますので、組合員への周知をお願いします。
なお、変更後の様式については、当支部のホームページに掲載しましたので、「公立学校共済組合関係申請書等用紙」を差し替えてください。

記

1 様式の変更理由

月の途中で傷病手当金から同附加金へ切り替わるときは、それぞれ請求書を必要としていたが、1枚の請求書で可能とするため。

2 適用年月日

平成24年4月1日

3 留意事項

(1) 傷病手当金を受給するためには、認定申請手続が必要です。また、傷病手当金等の受給中に休職期間が延長された場合は、再度、認定申請手続が必要です。

(2) 復職した後、同一傷病により再び勤務に服することができなくなった日について給料が支給された期間（病気休暇及び有給休職期間）は、傷病手当金が支給されたものとみなし、支給期間に通算されます。通算して支給期間が満了した後の休業については、傷病手当金は支給されません。

なお、傷病名が異なっても相互に因果関係のある傷病については、「同一傷病」とみなします。

(3) 傷病手当金附加金は、組合員資格喪失後は支給されません。

4 その他

ホームページからの用紙取得が困難な所属所については、別途送付しますので連絡してください。

問い合わせ先

公立学校共済組合鹿児島支部
(鹿児島県教育庁総務福利課内)
年金給付係 担当 上堀内・若松
TEL: 099-286-5220 (直通)

URL: <http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>